

第4回那覇港湾施設移設に関する協議会（議事概要）

- 開催日：平成15年 1月23日（木）
- 場所：防衛施設庁
- 出席者：防衛施設庁 大古和雄 施設部長
内閣府 渡辺文雄 官房審議官（沖縄担当）
国土交通省 村田進 官房技術参事官（港湾局担当）
沖縄県 宮城光男 政策調整監
那覇市 山川一郎 助役
浦添市 吉村清 助役
那覇港管理組合 堤敏郎 副管理者

- 議題：1 那覇港湾施設の移設に関連する事項について
2 那覇港港湾計画改訂作業について
3 その他

○議事要旨：

1 構成員の追加について

沖縄県より、基地の受入れやSACO合意の実施等の基地行政に関することは、沖縄県、那覇市及び浦添市が関わり責任を負うが、那覇港管理組合も、港湾法に規定する港湾管理者であることから正式に構成員として参加することが望ましいとの提案があり、了承された。

2 那覇港湾施設の移設に関連する事項について

(1) 防衛施設庁より、米側との調整状況等を以下のとおり説明した。

- ・ 前回の第3回移設協議会において、沖縄側から示された民間港湾の形状は、平成7年5月に日米間で合意した代替施設の前提となっていた民間港湾計画と異なることから、代替施設の位置及び形状等について、米側と調整を行ってきた。
- ・ 米側との調整を踏まえた代替施設の位置及び形状案（別図1）について説明した。

規模については、平成7年5月に日米間で合意された現有約57haの約60%に縮小された約35haと同じ規模で検討した旨説明した。

- ・ 代替施設や進入道路の整備を進めるに当たっては、その具体的整備内容について引き続き米側と調整する必要があるが、その進捗状況については本協議会において、適宜、説明を行う。
- (2) 那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを確認した。(詳細別紙)
 - (3) 沖縄県、那覇市及び浦添市より、代替施設の位置及び形状について異議がない旨発言した。
 - (4) 防衛施設庁は、説明した代替施設の位置及び形状案に基づき那覇港湾施設の移設作業を進めることとした。

3 那覇港港湾計画改訂作業について

- (1) 那覇港管理組合より、港湾計画の改訂作業状況等について説明した。(別図2)
- (2) 国土交通省より、港湾計画の改訂作業における代替施設の位置付けについて、以下のとおり説明した。
 - ・ 港湾計画策定の趣旨に鑑みれば、提供施設及び区域において提供の趣旨の範囲内で米軍用施設の設置が行われる場合については、港湾計画に定める必要はないと判断する。但し、那覇港湾施設の存在を予定して、環境影響評価を実施することが適当と考えられるため、これらの検討の前提となった那覇港湾施設の地型は参考として港湾計画図に記載することが適当である。
- (3) 沖縄県より、代替施設の存在を前提として環境への影響などを確認する必要がある、港湾計画に参考として記載するよう要望した。那覇市、浦添市より同旨の発言があった。
- (4) 那覇港管理組合は、沖縄県等の要望もあり代替施設の存在を前提として民港全体の環境影響評価を実施するため、代替施設を港湾計画図に参考記載したうえ、港湾計画案を取りまとめる旨発言した。

以上

別紙

1 浦添市質問

浦添市は那覇港湾施設の受入に当たり、代替施設は現有機能の範囲内であるという考え方を基本とし、以下を質問した。

- (1) 代替施設では機能が拡充・強化され、米軍艦艇の母港となったり、空母や原潜が運用される軍港となるおそれはないか。
- (2) 代替施設では弾薬の積み降ろしは無いと考えているがどうか。
- (3) 代替施設において、米軍が使用していない時は民間の使用が可能か。

2 防衛施設庁説明

- (1) 現有の那覇港湾施設では、米軍が必要とする貨物や人員の沖縄と他の地域との間の輸送のため、その積み降ろし等を行っているが、代替施設においても、この機能を確保することを目的としており、代替施設に米軍艦艇を恒常的に展開する計画があるとは承知していない。

また、代替施設において、空母や原潜を運用する計画があるとは承知していない。

- (2) 現有の那覇港湾施設では、米軍が必要とする物資等の沖縄と他の地域との間の輸送のため、その積み降ろしを行っているが、港湾施設における艦船への砲弾、ミサイル等の爆発物の積み降ろしは認められていないと承知している。那覇港湾施設的那覇港浦添ふ頭地区への移設は、現有の那覇港湾施設の機能の確保を目的としており、代替施設においても、爆発物の取扱いについて変更する計画はないと承知している。
- (3) 代替施設は防衛施設庁が整備し、その後、地位協定第2条1項aに基づき米軍施設・区域として提供されることを予定している。一般論としては、米軍施設・区域の日本側による一時使用は、地位協定の関連規定に基づき認められているところであるが、現有の那覇港湾施設においても、日本側の要請により、地位協定の関連規定に従い、随時、一時使用が認められているところである。

いずれにせよ、代替施設の一時使用については、日本側から具体的要請がなされた場合、地位協定の関連規定に従い、個々の事案ごとに検討されることとなる。

3 関連質疑

浦添市より、上記防衛施設庁の説明は、これまでの立場を踏まえ理解できるが、代替施設の機能に変更があるような場合には、調整を行って頂きたい旨の発言があった。

防衛施設庁より、代替施設の整備については、現有那覇港湾施設の機能の確保を目的としており、ご指摘の様な変更は想定していない。いずれにしても、状況に変化が生じた場合には、改めて皆様と相談したい旨答えた。